

議案第5号

令和3年度会費額の件（案）

公益社団法人広島県薬剤師会定款第8条第4項及び会費規程第2条第2項の規定による令和3年度の会費は、以下のとおりとする。

会費

1. 正会員（薬剤師）

A 年額 45,500円

B 年額 23,000円

ただし、正会員B中、広島県行政薬剤師会は17,000円とする。

2. 準会員（薬剤師）

年額 6,000円

3. 賛助会員（薬剤師ではない個人及び企業・団体）

A 年額 45,500円

B 年額 40,000円

4. 特別会員（薬剤師ではない個人）

A 年額 無料（会員資格は卒業時まで継続）

B 年額 6,000円